

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a.

○オープンイノベーションを活用し、更なるリサイクル・適正処理を迫及する。

○SDGs 実装支援サービスを通して、企業間の連携を図る。

b.

○テレワークを推進する。

○ICT の活用で実務効率の向上を図る。

c.

○中学生、高校生、大学生、海外留学生のインターンシップを受け入れる。

○技能実習生を受け入れ、リサイクルの技術移転を図る。

d.

○グリーン購入を推進する。

○グリーン化への取り組みとして、バッテリー型のキャタピラーやフォークリフト、EV 自動車の導入を進める。

○社屋内での太陽光発電システム導入

○排出係数の低い燃料への切り替えを進める。

○自社の電力調達において再生エネルギー100%（2022 年 1 月から達成）を継続する。

○取引先、地域、業界団体へ脱炭素の取り組みを共有する。

e.

○全従業員への定期的なメディカルチェックを実施。

○地元民間病院と連携して健康診断を実施。

○季節性、新型インフルエンザに対応した予防接種の実施

○契約している産業医と連携してメンタルヘルスに対応。

○安全衛生委員会による健康経営に関する管理を継続する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○安全データの開示、法律・サービスに関する情報を適時適切に開示し、お客様、取引先との長期的な信頼関係の構築に繋がります。

○お客様、取引先、地域、業界と随時意見交換を行います。

○ステークホルダーと対話を重ねることで意思疎通を図り、更なる価値提供へ邁進します。

○毎年サステナビリティ報告書を発行し、情報開示、関係者との対話に活用しています。

2023年11月20日

加山興業株式会社
企 業 名

代表取締役社長 加山順一郎
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。